

厚木市公告

予防接種法第5条第1項の規定により定期予防接種（A類疾病）を実施しますので、予防接種法施行令第5条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年4月1日

厚木市長 山口 貴裕

1 予防接種の種類及び対象者

ワクチン名	期別・回数	対象者
BCG	1回	生後1年に至るまでの間にある者
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ	1期初回（3回）	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加（1回）	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 （1期初回接種終了後、6月以上の間隔をおく）
	2期（1回）	11歳以上13歳未満の者
麻しん 風しん	1期（1回）	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
	2期（1回）	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
	5期（1回）	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
日本脳炎	1期初回（2回）	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加（1回）	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 （1期初回終了後、6月以上の間隔をおく）
	2期（1回）	9歳以上13歳未満の者
		特例対象者 平成19年4月1日までの生まれで4回の接種を終えていない方（20歳の誕生日の前日までに接種回数が4回になるよう公費で接種可）
ヒブ	最大4回	生後2月以上生後60月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	最大4回	生後2月以上生後60月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防	最大3回	1 小6～高1相当の女性 2 平成9年4月2日生まれから平成20年4月1日までの間に生まれた女性（キャッチアップ接種）
水痘	2回	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	3回	生後1年に至るまでの間にある者
ロタウイルス	1価ワクチン：2回 5価ワクチン：3回	1価ワクチン：出生6週0日後から24週0日後までの間にある者 5価ワクチン：出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

2 実施期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 接種場所 実施医療機関

4 注意すべき事項

(1) 次のいずれかに該当する者は、接種を受けられません。

ア 明らかに発熱のある者

イ 重篤な急性疾患にかかっている者

ウ 接種する予防接種の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者

エ 注射生ワクチンを接種する者で、注射生ワクチンの予防接種を受けた日から27日以上経過していない者

オ その他医師が不相当と判断した場合

(2) 次のいずれかに該当する者は、医師とよく相談してから接種を受けてください。

ア 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている者

イ 予防接種で、接種後2日以内に発熱、発疹、蕁麻疹等アレルギーと思われる異常が見られた者

ウ 過去にけいれんを起したことがある者

エ 免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる者

オ 予防接種の成分に対して、アレルギーを起こすおそれがある者

(3) その他

ア 接種後30分は会場にいるか、医師と速やかに連絡が取れるようにしてください。

イ 接種後に高熱、けいれん等の異常な症状がある時は、速やかに医師の診察（有料）を受け、厚木市こども家庭センターへ連絡してください。

5 連絡先 厚木市こども家庭センター こども保健第一係 046 (225) 2203